

番号 02191

登録識別情報等通知書

自動車登録番号		登録年月日	初度登録年月	車台番号			
		令和 7年 6月 12日	平成 15年 7月	EZ089078			
名		型		式		原動機の型式	
コペルコ		[444]EZ08				6M60	
所有者の氏名又は名称							
所有者の住所							
自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状	乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
大型特殊	—	自家用	ホイール・クレーン [072]	1人	—kg	26440kg	26495kg
総排気量又は定格出力	燃料の種別	型式指定番号	類別区分番号	長さ	幅	高さ	前前軸重 前後軸重 後前軸重 後後軸重
7.54kW	軽油			1099cm	262cm	347cm	13210kg —kg —kg 13230kg
有効期間の満了する日	令和 7年 7月 26日						

備 考

〔福岡〕、一時抹消登録

自動車重量税 非課税

保安基準緩和〔認定年月日〕平成13年11月26日〔近畿運輸局〕3223〔緩和事項〕〔002〕幅、〔004〕車両総重量、〔005〕軸重、〔006〕輪荷重、〔009〕接地圧、〔056〕隣接軸重、〔098〕一括緩和〔制限事項〕〔002〕自動車の後面及び運転者席には、幅を表示すること。〔004〕自動車の後面及び運転者席には、車両総重量を表示すること。〔005〕自動車の後面及び運転者席には、軸重を表示すること。〔006〕自動車の後面及び運転者席には、輪荷重を表示すること。〔008〕自動車の後面及び運転者席には、接地圧を表示すること。〔091〕運行記録計を備え、運行状況の記録をすること。〔095〕自動車の後面

及び運転者席には、隣接軸重を表示すること。
以下余白



令和 7年 6月 12日

福岡運輸支局長

車両ID T9468FM4862514

- 本通知書は、再発行できませんので大切に保管して下さい。
(新規登録、輸出の届出等の際に必要になります。)
- 本通知書の自動車を譲渡するときは、本通知書を譲受人に譲渡して下さい。

(クレーン則第48条・52条・89条・93条・133条・137条・167条・171条・201条)

(移動式クレーン)

~~休止~~
廃止

報告書

種 類 及 び 型 式	ジブが伸縮するホイールクレーン (RK250-6)	つり上げ荷重 又は積載荷重	25 t
検 査 証 番 号	第 29817 号		
事 業 の 所 在 地			
事 業 の 名 称			
休 止 又 は 廃 止 の 理 由	海外輸出のため		
検 査 証 の 有 効 期 限	R7. 7. 24 まで	廃 止 年 月 日	R7. 6. 10
休 止 期 間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		

令和 7 年 6 月 10 日

報告者

福岡中央

労働基準監督署長 殿



備考

- 表題の()内には、クレーン、移動式クレーン、デリック、エレベーター又はゴンドラの別を記入し「休止」又は「廃止」の文字を消すこと。
- 「検査証の有効期間」の欄には、検査証に記載されている最後の有効期間を記入すること。
- 「廃止年月日」の欄は、廃止の場合のみ記入すること。「休止期間」の欄は休止の場合のみ記入すること。
- 報告の際は、検査証を添付すること。